

第 4 5 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 2 年 9 月 8 日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

今年度の2020年度末小中高養護校教職員人事異動に関する各校長への連絡（会）事務連絡会の日程と、その事項、目的、趣旨のわかるもの

- 2 同月17日、実施機関は、本件公開請求に対して、対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）は作成又は取得しておらず不存在であることを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として請求のあった事務連絡会の日程は未定であり、また、その事項、目的、趣旨のわかる行政文書は取得又は作成されておらず、文書が不存在であるため、非公開とすると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。
 - (1) 令和元年度における教職員人事異動に関する内容については、令和元年12月 9日に令和元年度末名古屋市立公立学校教職員人事異動基本方針が決定され、その後に行政文書として作成され各校長へ周知されている。
 - (2) このことと比較しても、本件公開請求の請求時点において請求内容の文書が存在しておらず本件処分を行ったことに、特段不合理な点はない。

- (3) また、本件審査請求に係る審査請求書にも「12月初めには…この文書の内容が説明されると認識である」と記載されており、審査請求人の認識とも相違ない。
- (4) 審査請求人は、審査請求の理由として、請求内容のうち「2020年度末小中高養護校教職員人事異動に関する各校長への連絡（会）事務連絡会の日程」について記載された行政文書が公開されない点について、本件処分を縷々論難している。
- (5) しかしながら、審査請求人の述べる理由は「…（中略）説明されると認識である」、「…（中略）進行していると聞いた」、「本来なら、内容は別としても、年度当初に、決定されていることである」、「…（中略）連絡等されていることも考えられる」、「…（中略）連絡されていると、思われる」、「…（中略）が予想される」などと、いずれも審査請求人の憶測によるものであって、本件公開請求日時点における本件対象文書の存在を推認させる具体的な事実は一切述べられておらず、本件対象文書が存在していると認められるに足りる主張はなされていない。
- (6) 審査請求人は、審査請求書の審査請求の理由の項「追記」欄において、2019年度末人事異動に係る行政文書の情報提供ができたはずである旨述べているが、本件公開請求の内容は「2020年度末」の人事異動に係る行政文書であり、情報提供したかどうかは、本件審査請求とは無関係である。
- (7) 以上のことから、審査請求人の申立てには理由がなく、本件審査請求は、これを棄却又は却下する旨の裁決を求めるものである。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 毎年、請求の内容に関する文書が各学校長に渡され、12月初めには各学校で校長から教職員にこの文書の内容が説明されると認識している。年度末人事は、本件公開請求時点（9月）には、少なくとも口頭では、進行していると聞いていた。教職員については、具体的に「人事異動」について、例年どおりであったとしても、教育委員からの説明、指示、依頼があつて

進んでいるといえる。

- (2) 年度末人事異動に関する実施機関主催についてという請求では、令和 2 年度の実施機関主催の会はないということだったので、あえて事務連絡会というような請求をした。この時点で日程が未定ということは納得できない。本来なら内容は別としても年度当初に決定されていることである。日程すら非公開はあり得ないということである。
- (3) 校長会、全市的でなくとも、場合においては、区単位又は合同の校長会の中で、連絡等されていることも考えられる。全市的なものでないとしても、区単位又は合同の校長会、それに代わる「会」については、明細は不明としても、大きい項目・事項は、連絡されていると思われる。その中に人事ということもあることが予想される。
- (4) 2020年度末人事異動について、具体的には正確な明細が決定していないとしても、少なくとも、請求者が請求しているわけではないが、2019年度末人事異動について、情報提供することはできたはずである。
- (5) 審査請求人は、人事は遅くとも、各学校で、夏休み以前から始まっているという認識である。学校長から全職員に、来年度、異動等、希望、県外転出、退職される予定の人は、お知らせください、ということが言われているという認識である。その申し出をうけて、校長は、当然、来年度の職員補充等を含め、職員構成のための、全市の職員の異動等の調査、打診、働きかけ等を行うことになる。
- (6) 校長が一斉に動き出す時期が、具体的には何月何日ということが不明ということもあり、また、どのような内容で伝えられているかも、知りたいということで、本件公開請求になったということである。まさか各学校長が勝手に、夏休み前後から、突然、動き出すということは、理解しがたい。
- (7) 初めての取組みとなる校長は、それなりに気を配ることも予想される。取組み等が遅れることになったら、職員の、その後にも響くことは明らかであり、新しい校長等だから、各職員の人事がマイナスになったというように、思わせるような人事異動は避けなければならない。職員の意欲、士気を低下させるようなことになり、結果的には学校及び名古屋市の教育にとって損失である。
- (8) 実施機関の弁明書では「2020年度末…人事異動に関する…」のわかるも

のは本件公開請求時の令和 2 年 9 月 8 日には、作成されていなかったということである。実施機関は、あえて、自らの主張するもの以外は作成されていない、ということを述べているに過ぎない。

- (9) 年度末人事に関して、実施機関が、各学校の校長らに、どのような働きかけをしているのか、わかるものを明らかにすることが求められており、弁明書で記載された文書のみを請求しているものではないことを理解し、審査請求人の要求に応じた、処分取り消しの裁決を求めるものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件対象文書を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 審査請求人及び実施機関の主張を踏まえると、本件対象文書は、令和 2 年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針及び令和 2 年度末名古屋市公立学校教職員人事異動実施要綱（以下これらを「方針等」という。）並びに方針等が周知される校長会の日程がわかる文書であると解される。

- (2) 実施機関に確認したところ、方針等を作成したのは令和 2 年 12 月 8 日であり、同月 9 日に開催された校長会において、方針等を各校長に通知しており、本件公開請求日時点には作成していないことから存在しないとのことであり、本件公開請求日時点において、校長会で方針等を周知する日程について各校長に伝達しておらず、当該日程がわかる行政文書は作成していないことから存在しないとのことであった。

- (3) また、教職員の人事異動に関する事項、目的、趣旨のわかる行政文書は、本件公開請求日時点において、他に作成及び取得していないことから存在

しないとのことであった。

(4) 上記(2) 及び(3) の実施機関の主張に特段不合理な点はなく、これを覆すに足る事実も認められない。

4 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 3において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年10月20日	諮問書の受理
令和 3年 6月11日	弁明書の写しの受理
6月30日	反論意見書の受理
令和 5年10月13日 (第66回第 2小委員会)	調査審議及び審査請求人の意見を聴取
令和 6年11月15日 (第79回第 2小委員会)	調査審議
令和 7年 1月17日 (第81回第 2小委員会)	調査審議
1月23日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 杉島由美子、委員 豊田雄二郎、委員 森絵里